

【議会運営委員会】 令和7年1月18日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	「ひびき」にトイレトラック購入とあるが、購入金額の記載がない。購入金額も記載してほしい。	現在の議会報「ひびき」では、紙面のスペースを確保して全ての購入したものの金額を記載することは難しい状況です。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
2	市議会主催で、親子連れでも参加し「議会」を見学できるイベントを開催してほしい。また、議場に親子で傍聴できるスペースを確保してほしい。	親子連れで議場など議会の見学をご希望いただいた場合については、議会事務局にご相談いただければ個別に対応いたします。 また、議場で親子が傍聴できるスペースについては、今後、取手市議会の建物の建て替えや大規模改修を行う際、パーティションで防音の設備が整えられているような、親子で傍聴できるスペースをご用意できるよう努めてまいります。
3	意見交換会を各地開催希望 ・来るのが大変	開催場所についてはこれまでも様々な会場で行ってまいりました。今後もできるだけ多くの市民の皆様と意見交換を行えるよう努めてまいります。
4	副市長2名体制にした議会の評価はどうだったのか。	令和6年4月から副市長が2名体制となりました。現時点では1年を経過しておらず、ご回答は難しい状況です。改めて議会の中で議員の所感を伺えればと考えております。

【総務文教常任委員会】令和7年1月18日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	市内の高校7校が一同に会して同じ日に、同じ会場で学校説明会を開催してはどうか。取手市の魅力を発信できるのでは。	この件につきましては、高校進学を踏まえ学校説明会を同じ日に同じ場所で行うことで、それぞれの学校の特色等を一堂に会して知ることができますが、各高校間の日程調整や運営方法、対象者等多くの調整が必要となります。 また、市内には私立高校が2校あり、それぞれの考え方があると思われるので、そのようなところも含めて調整しつつ検討していくことになります。 取手市教育委員会は、市内公立小中学校を対象としていることから、公立高校に関しては県の教育委員会との連携等も必要になりますので、検討してまいりたいと考えております。
2	取手市立学校管理規則によれば、学校沿革誌などは永年保存しなければならないと規定されている。 旧戸頭小学校、旧取手町立東小学校は、永山小学校に統合されたが、2つの小学校については、永年保存になっていない。	ご意見にありますとおり、取手市立学校管理規則では、学校沿革誌や卒業証書台帳などは永年保存することと規定されております。 教育委員会を通じて永山小学校に確認しましたところ、ご指摘のとおり旧戸頭小学校及び旧取手町立東小学校の学校沿革誌は存在を確認することができませんでした。 ただし、当時の地域の区長が保存されている可能性もありますが、現時点では確認されておりません。 今後は、議会としても保存年限が規定されている文書の適切な保存・管理の徹底につきまして、改めて教育委員会に申し入れしてまいります。
3	グリーンスポーツセンターで特定の男性スタッフが掃除の名目で開館時間内に女子更衣室に入室してくる。運営委託先に申し出ても注意以上のことは出来かねると言われており、改善が見られない。確認希望。	ご意見について、執行機関を通じて指定管理者に次のとおり確認いたしました。 開館時間内の女子更衣室の清掃は、基本的に女性スタッフが担当しておりますが、閉館時の点検確認作業においては男性スタッフが入室する場合がございます。この際には、必ず事前に声かけを行い、利用者様の退出を確認したうえで入室することがルールとなっております。 しかし、昨年12月に同様の苦情をいただいた際、指定管理者が該当スタッフに確認したところ、閉館時間が近づき室内プールの利用者がいないため、男性スタッフが閉館時間前にもかかわらず点検確認作業を開始してしまいました。その際、女子更衣室に入室する前に声かけは行ったものの、間を置かずに入室してしまい、更衣室を利用していたお客様にご不快な思いをおかけする事案が発生しました。該当のお客様には当日、上席スタッフから「今後は開館時間内には男性スタッフが女子更衣室に入室しないよう徹底する」とのお詫びを申し上げました。 なお、昨年から本年1月までで、その他の利用者様からの同様の苦情はございません。 今回のご指摘を受け、担当課として指定管理者と協議し、今後は開館時間内には男性スタッフが女子更衣室に入室しないよう徹底するとともに、やむを得ず入室する必要がある場合には、

		事前の声かけを一層強化することを確認いたしました。 今後も利用者様が安心してご利用いただけるよう、管理体制の改善に努めていく方針であることを確認しました。
4	1 子育て （1）給食費無償化の推進 2 市は、元日の広報で、こどもや若者に優しい社会を実現「こどもまんなか社会」で描く未来を掲載している。子育てを重視するのであれば、学校給食無償化を実現してほしい。また、議会からも発信してほしい。 3 給食費無償化を求める。	給食費無償化については、取手市議会においても度々議論されているほか、今後の無償化に向けた国の動向なども各種報道がなされており、市民の多くが非常に高い関心を寄せている施策であると認識しております。 児童生徒の保護者から徴収しております給食費は、取手市では学校給食法に基づき給食に使用する食材の購入費用に充てております。 給食費としての歳入予算は要保護・準要保護世帯の無償分を含め、令和6年度の年間総額は約3億8,075万円になりますが、近年の物価高騰の影響から、食材購入費は約4億5,154万円の支出を見込んでおります。この差額となる約7,000万円分（1か月1人当たり約1,000円）については、保護者の皆様の負担増とならないよう給食費には反映せず、国の交付金活用や市の一般財源を補てんし、月額給食費を維持しているところです。 そのようなことから、現時点では適切な予算措置により給食の質と量を維持しつつ、保護者の負担増を求めない対応をしていることを確認しました。 また、給食費無償化に関する法案が国会に提出されておりますので、国による給食費無償化の動向を注視しながら議会としても取り上げていくよう考えております。
5	双葉地区の外国人問題。ごみの出し方など地域に居住する外国人に対してのルールづくりなど地域住民と外国人のコミュニケーションをとれるように市に旗振り役をお願いしたい。外国人に対して火事などの非常時対策を市で推進してほしい。	取手市では、地域住民から外国人問題に関して相談があった際には、内容をよく聞き取り、どのような対応が望ましいかを、自治会や関係各課と連携を図り、話合いの機会を設け対応しています。 外国人へのごみの出し方の対応については、英語、中国語、ネパール語、ベトナム語、ポルトガル語の5か国語のごみの分別案内看板を配布しており、その内容は市ホームページへも掲載しております。また、外国人が通う日本語学校へ出向き、ごみの分別、出し方等の説明も行っております。また、火事などの非常時対策としては、外国語に対応するために、職員には翻訳アプリの使用を推奨するとともに、外国語に堪能な職員の把握に努め、日本語が通じない方に対し、視覚により避難誘導が可能となる大規模災害等用のピクトグラムなどを準備しております。また、外国人に対する火災予防啓発や火災等の災害対応については、市内外国人学校では毎月防災講話を実施しており、地域の防災訓練にも要望があれば講話などにより指導を行っております。しか

		し、いずれも市民全体への火災予防啓発活動と、要望を受けての指導が主であるため、今後、外国人に特化した対策強化の検討を始める意向を確認しました。 議会としましては、今回いただいた双葉地区でのご要望に際し、ゴミの出し方については、改めて町会と連携を図り問題解決するよう執行部に要望いたしました。 また、外国人とのコミュニケーションと非常時対策につきましては、外国人の方が多く居住する地域はある程度把握しているという執行部からの回答があったため、外国人学校はもとより外国人の方々が多く住む地域の町会等と連携し防災に対する指導やコミュニケーションを取れる環境づくりを推進するよう要望いたしました。
6	市からの地区補助金について、自治会長不在で補助金が出ないなど自治会の状況に応じて補助金が出ない。運動会の補助金も取手市と合併する以前は藤代町では出ていたが今は出していない。今後復活することはあるか。このようなことも議員が旗振り役になり市民と市を繋いでもらいたい。	地区補助金は市政協力員の申請によりまして、市政協力員を通じて各自治会・町内会に交付しております。各自治会・町内会の会長が仮に決まらなくて不在となっていた場合であっても、市政協力員に補助金を交付しております。また、会長が不在であっても、会長の代理の方、前任の方に交付しており、地区補助金が交付されなかったということはこれまで市では確認されておられません。ただし、コロナ禍の中で、活動ができなかったので補助金が余ってしまったので戻したということとはございます。仮に市政協力員がその地区で1名しかいなかった場合であっても、前任の市政協力員が決まるまでというようなルールになっており、市政協力員に対しては、必ず交付することができますので、お金が流れないということはありません。 運動会の補助金については、藤代町との合併前に運動会に対しての補助金が出ていたかは把握できておりません。地区補助金に関しては運動会や盆踊りに使っても問題なく、地区補助金を利用して、運動会や夏祭り等様々な活用方法の検討を進めていただきたく存じます。
7	自治会の組織の見直しをするときがきている。特に若い人たちが会費を払ってまで自治会に入る見返りがない、役員になりたくないなどの理由で加入が減っており自治会が高齢化している。地域によっては自治会を解散するところも出ている。今後市民と行政の繋がりが崩れていく懸念がある。	自治会・町内会とは、その地域に住む方々が住みよい豊かなまちづくりを目指して自主的に組織・運営している地縁による団体です。あくまでも任意の団体のため、市が加入を強制することはできません。活動内容は地域ごとに様々ではありますが、地域の住民相互の連絡、環境整備、集会所の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動をされています。 しかし一方で、高齢化などによる担い手不足や、若い世代の加入率の低下など様々な問題が発生しているのも承知しております。そのため取手市では、地域の多くの方や組織と連携し、地域の活性化に努めていただいたり、地域と行政のパイプ役として、市長より市政協力員の委嘱を行っております。

	コロナ禍に自治会活動をストップしていた経緯が自治会の存在意義を低下させた（なくても問題ないという意識）。自治会という組織制度を見直し、今後市民がどのように市と繋がっていくのか、新しい発想が必要ではないか、それを考えてもらいたい。市内では子ども会もなくなってきている。	現在、地区の市政協力員や自治会・町内会から地域の様々な相談が担当部署に寄せられた際には、関係部署への連携を行ったり、他の自治会・町内会また近隣市町村の事例等のアドバイスをしております。今後も市民との協働によるまちづくりを進める上で、議会といたしましても他の自治体の取り組みなども参考にし、情報の発信や提案を進めてまいります。
8	取手魅力発信 1 東京に近く交通の便も良い、住みよい取手の魅力発信をもっと強力的に進めるべき。	今年度、市ではシティプロモーション事業の強化として、「移住促進」のための情報提供の充実を図っております。 具体的には、シティプロモーションサイトに11月末から新コンテンツを追加しました。移住した際の生活費をイメージできるシミュレーションや、移住者インタビューなど、市への移住を検討している方に役立てていただけるような機能を掲載しました。今後は、情報をまとめたポスターやリーフレットの配布を首都圏内の移住支援センター等を中心に広報展開していくほか、取手市民の方が市外の知り合いの方などに取手市への移住をお勧めする際にも役立てていただけることを期待しております。 また、令和7年1月上旬から、移住された方のインタビュー動画を市公式YouTubeにて公開しております。動画を通じて、魅力あふれる取手市での生活や印象をイメージしていただけるものと考えております。さらに広範な視聴者に情報を届けるために、この動画のYouTube広告を首都圏全域をターゲットとして配信しております。 今後も市として、まちの認知度の向上と関心を高めるとともに、移住先の候補地としての上位化を図れるよう、魅力発信の取組に力を入れていく方針であることを確認しました。
9	最近、凶悪な強盗事件が多発している。自治会では、「防犯の旗」を立てて一定の効果がある。防犯対策として繰り返しの啓	取手市では、茨城県警察と連携を密にし、犯罪情報等に関する情報共有を図り、市のホームページやSNSにより情報発信をしているほか、警察から防犯に関する意見をいただきながら、地域の見守りの目を増やし市内の治安向上と犯罪の未然防止につなげることを目的としたドライブレコーダー見守り事業、市内2か所の防犯ステーションを拠点とした児童の見守りや徒歩・青色防犯パトロール車によるパトロール、犯罪抑止や公共の安全維持等を目的とした防犯カメラ設

	蒙が必要。また、市と警察が連携して防犯対策に力を入れてほしい。	置等の各種施策を推進しております。 また、地域の防犯の中核となっている取手市防犯連絡員協議会と協働し、地域の見守り活動、イベント会場等における防犯キャンペーンを実施しているほか、平素から、ながら見守りを実施していただけるよう要請するなど地域における防犯意識の醸成を図っております。 議会としても、取手市と警察等が連携を図りながら、防犯対策に努めていただくように要請してまいります。
10	防災について 1 防災士の活用について (1)市として、防災士の方にどのように活躍してもらうか 2 阪神・淡路大震災から30年、教訓・経験をどう伝えていくか（市民間討論など） 3 静岡では3次元点検データ バーチャル静岡（災害・事故）取組を取り入れては。 4 市の防災計画には、プライオリティが書いていない。諸外国の防災計画には書いているので、災害が発生した場合に速やかに行動できる。 5 マンホールトイレ整備希望。有事は自治会でもすぐに対応・設置できる。 6 避難所運営の見える化希望。実際に避難先でどんな流れになるのか想像が付きづらい。 7 防災という観点からも地域自治会がないなど地域住	お寄せいただいたご意見・ご要望につきまして、執行機関に現在の状況や今後の考えを確認しました。以下その内容を項目ごとにご報告させていただきます。 1 防災士につきましては、平常時には、ご家庭内だけでなく、地域や職場などにおいても防災に係る啓発活動を行い、災害時には自分の身を守ることはもちろんのこと、避難誘導や救出・救助活動、避難所開設時には避難所の運営に携わるなど積極的な災害対応を行っていただきたいと考えております。取手市としましては、今後、まずは市で補助金を交付した防災士資格取得者に市の防災訓練等の案内を行うなど、活動機会の提供を検討していきたいと考えております。 2 阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この震災は多くの命と財産を奪い、我々に多くの教訓と経験をもたらしました。また、これに続く熊本地震や東日本大震災、さらには能登半島地震など、我が国は度重なる大地震に直面しており、その度に防災、減災の重要性が再確認されております。 現在、取手市では阪神・淡路大震災に関してのイベント等は実施しておりませんが、当市も被災地となった東日本大震災のパネル展示を実施しております。今後も、発生が予想されている大地震への備えを再確認していただくよう定期的な周知を行っていきたいと考えております。 3 ご紹介のバーチャル静岡は、仮想空間による3D映像となっており、仮想空間内で防災に限らず様々な分野で活用できる取組であると承知しています。 現在、茨城県では指定された地点、主に各市町村の市街地のみとなっていますが、「もしも1m程度浸水したら」を可視化した浸水想定3D動画を公開しており、取手市ホームページにおいてもご案内を行っております。 全国の自治体などでの様々な先進的な事例について、今後も市民にとって見やすく、共感しやすい取組の情報収集を行ってまいります。 4 取手市地域防災計画の基本的な構成として、震災対策編と風水害等対策編があり、それぞれ

	民同士の繋がりが無い場合、市はどう対応していくのか。共助ができない現状、災害が起こってからでは遅い。	予防計画から始まり、応急対策計画、復旧復興計画という流れとなっております。それぞれの計画において、プライオリティの記載はございませんが、細かい対策項目の記載がございます。災害時における対策や対応は多岐にわたりますが、各分野において並行して進めていくことが大切だと考えております。 5 マンホールトイレ整備につきましては、学校等の改修工事の際に、併せて整備を行うなど検討を行っていきたいと考えております。なお、現在行っております白山小学校の改修工事におきましては、今後マンホールトイレの整備も予定されております。 また、災害時におけるトイレ対策の一つとしまして、市で備蓄している簡易トイレのほか、トイレトラックの新規導入と「災害派遣トイレネットワーク」の参入による他市町村からの支援などによる対応を考えております。 6 避難所運営の見える化というところでございますが、取手市では、避難所における基本的な運営方針や生活ルール等を定めた取手市避難所運営マニュアルを作成し、ホームページにて公開しているほか、避難所運営業務担当部署において、職員向けのものを現在作成しているところでございます。避難所運営における基本的な流れとしましては、開設期間が長期化する場合や避難者数にもよりますが、主に①受付、②資機材（パーティション等）の設営、③備蓄品（食糧、保存水）の配布などがあります。 7 災害対応においては、地域住民同士でのつながりである共助が重要な役割を担ってまいります。安全安心対策課では、地域防災力強化の一環としまして、現在、市内で自主防災組織のない地区に対し、自主防災組織の新規結成に向け、講演会を実施するなどの取組を行っており、令和6年度につきましては、未結成地区において新たに1つの自主防災組織が結成された実績があります。市では今後も引き続き、自主防災組織未結成地区の解消に向けた取組を実施していく方針です。また、未結成地区においては、その地区の防災士の方々にも災害時の大きな役割を担っていただけるのではないかと考えております。
--	---	--

【福祉厚生常任委員会】令和7年1月18日 市民との意見交換会の意見・要望調査報告

項目	意見・要望	現状（回答）
1	団塊の世代が高齢化してきて担い手不足になっている。市民から意見を募って、高齢者向けのフレイル予防や、若い世代と高齢者とのコラボ、さらに若い方もウィークデーに参加しやすいイベントを通して、魅力あるまちづくりを目指してほしい。	団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる中で、地域活動の活力を維持・発展させるためには、世代を超えて多くの方々が楽しめるイベントの実施が必要と考えます。 議会としても、市民の皆様が、気軽に参加し、楽しみながら地域とのつながりを感じていただける機会を提供することで、地域全体の魅力を向上させ、よりよいまちづくりを、行政とともに目指します。 例えば、令和7年1月30日に取手ウェルネスプラザで開催した、「フレイルの日イベント」では、約150人の参加者がありました。オーラルフレイル予防の講演会に熱心に耳を傾け、介護予防体操、血管年齢測定などの体験ブースにも参加されました。 今後も、関係団体や取手ウェルネスプラザ、かたらいの郷の指定管理者と十分に協議・連携を図り、多様な視点からの企画を進めていくよう働きかけてまいります。
2	かたらいの郷で特定の男性スタッフが掃除の名目で開館時間内に女子更衣室に入室してくる。運営委託先に申し出ても注意以上のことはできかねると言われており、改善が見られない。確認希望。	ご意見について執行機関に調査を依頼した結果、女性の利用者が脱衣場を使用中に男性スタッフが入室したとの事実は確認できませんでした。が、議会として執行機関を通じて施設の管理者に入浴時間中に立ち入らないことの厳格化について徹底をお願いしました。
3	子育て ・こどもまんなか社会の提言をどこまで実現できるか。 ・子どもを産み育てやすい街づくりを（取手で子どもを産み育てたいと思える街に！）	こどもまんなか社会の実現に向けて、市では様々な取組が進められています。市議会としても、市民の皆様から寄せられるご意見を含め子育て支援のニーズを的確に把握し、政策提言に反映していきます。

【建設経済常任委員会】令和7年1月18日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（議会からの回答）
1	取手駅前開発について 1 取手駅前複合公共施設 （1）複合公共施設設置の検討経緯について聞きたい。 （2）施設設計の段階で利用者会議などを持っではどうか。 （3）どのようなポリシーで図書館を造るのか。 （4）図書館の駐車場は有料になるのか。 2 西口開発 （1）このままでいいのか。抜けている地権者もいる。 （2）マンション等の規模を縮小しては。 （3）事業協力者などに事業内容を丁寧に質疑しては。 3 西口駅前交通広場について再考すべき （1）一般車両停車場所が狭い。始発や終点の取手駅事情を全く考慮していない。これで駅前図書館ができたらさらに駅前混雑するのではと懸念。 4 西口A街区に飲食店が減少してきている。市がトップ	1 （1） 取手駅西口A街区の公共施設整備につきましては、平成28年度に地権者の方から要望書が提出されたことを契機として検討作業が開始され、取手駅周辺再生本部や下部機関であるワーキングチームなどにおきまして、継続して検討作業が進められてきた経緯があります。 図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備するとの方針につきましては、令和6年2月に開催された取手駅周辺再生本部において方針案が決定され、市長決裁により正式な方針として決定がなされました。そして、令和6年3月定例会前の議員全員協議会におきまして、整備方針が公表されました。 その後、整備方針を補うような形で、複合公共施設の「基本構想」の策定作業が進められ、基本構想案につきましては、令和6年12月1日から令和7年1月10日までの期間パブリックコメントが実施され、17名の方からご意見が寄せられました。 令和7年2月14日の議員全員協議会におきまして執行機関から報告があり、A街区における再開発事業の都市計画決定手続につきましては、再開発事業の施行予定区域が変更となる可能性があるとのことから、準備組合からの依頼があり、現在手続を停止しているという状況とのことです。 複合公共施設の整備につきましては、再開発事業全体の施設規模や施設配置などの事業計画と密接に関係しており、再開発事業全体の事業計画が変更になれば、それと連動して複合公共施設の基本構想案の内容が変更になる可能性があるとのことです。そのため、都市計画決定手続を停止している状況と歩調を合わせる形で、複合公共施設の基本構想につきましても、現在、策定作業を一旦停止されているとのことです。 （2） 基本構想の次のステップとなる複合公共施設の「基本計画」の策定プロセスにつきましては、図書館ボランティアの方々など、実際に図書館運営のために熱心な活動をされている皆様のご意見を伺い、意見交換などを行うことを検討していきたいと考えているとのことです。 また、執行機関では、広く市民の皆様のご意見を聴取し、計画内容に反映させていきたいと考えているとのことです。そのための具体的な手法や実施時期などにつきましては、今後検討されるとのことです。例えば、市民アンケートや住民説明会、ワークショップの実施などの手法が考えられるとのことです。

	セールスマンとなっている いろなお店を誘致してもら いたい。	このように、市では、公共施設の設計を行うよりも早い段階の基本計画の策定段階におきま して、図書館利用者の方や図書館運営のためにご尽力いただいている方をはじめとした市民の 皆さんのご意見を幅広く聴取されることが予定されています。 (3) 駅前に図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備することにより、駅周辺地区へ の来街者数が増加し、駅周辺地区の活性化やにぎわい創出効果につながることを期待できま す。また、波及効果により、既存の大型商業施設への来店者や既存の公共施設の利用者数の増 加なども見込まれます。他市においても、駅前に図書館を整備することにより、駅周辺地区の 活性化につながっている事例が数多く存在しております。 駅周辺地区には生涯学習支援機能や市民交流・活動機能が不足しており、既存公共施設の利 用状況として、図書館や公民館を利用している市民が多いという実態が見られることから、駅 前には、図書館機能と、公民館に類似した市民が交流・活動できる機能を有する複合的な公共 施設を整備することが有効であると考えられます。こうしたことから、A街区には、既存の取 手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、図書館機能と、市民が交流・活動できる機能 を有する複合的な公共施設を整備する方針とされました。 また、図書館は社会教育施設であり、図書館法において、図書館は図書などの必要な資料を 収集・整理・保存し、一般公衆の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資する ことを目的とし、国民の教育と文化の発展に寄与するための施設とされています。取手図書館 を駅前に移転し、図書館の規模や機能を拡充することにより、社会教育施設としての市民の教 育と文化の発展に寄与する役割や「知る権利」に資する役割がより一層充実・強化されること となると考えているとのことです。 (4) 複合公共施設の来館者用の駐車場につきましては、A街区内に整備を検討されていま す。が、スペースに制約があるため、来館者の全ての駐車需要を充足する台数を確保することは難 しいと考えているとのことです。そこで、A街区周辺に位置する民間駐車場と連携することが 検討されており、車で来館される方も安心して来館できるようにしたいと考えているとのこと です。 また、駐車料金につきましては、現時点では未定のようなのですが、他市事例などを調査研究し ながら今後検討を行い、施設利用者の方々に過大な負担が生じないような方策を講じていき たいと考えているとのことです。 2 (1) 及び (2) A街区における再開発事業につきましては、地権者の方々が主体となって準 備組合を結成し、事業化に向けて準備作業を自主的に進めているものです。組合施行の再開発
--	---	--

	事業は、地権者の方々自身の有効な土地利用を促進したいという意向に基づき、地権者の方々が自ら県の認可を得て再開発組合を設立して実施するものです。 こうしたことから、再開発事業への参加意向は個々の地権者の方々において判断するものであり、再開発事業の施行区域、建築物の配置や規模といった施設計画などにつきましては、地権者の方々の意向を受けて準備組合において決定していくものです。 市では準備組合に対して様々な助言や援助などを行っており、地権者様に対して再開発事業参加のメリットを説明することや、施設計画案や収支計画案の作成などに対する助言・援助を積極的に行っているとのことですが、再開発事業の施行区域や建築物の規模などにつきましては、最終的には準備組合において決定することであるため、市では、準備組合の判断・決定を尊重していきたいと考えているとのこと。 (3) 市では、再開発事業の実現化に向けて、準備組合や事業協力者の方々に対して日常的に様々な助言や援助を行っているとのこと。そのため、事業協力者が施設計画案や収支計画案などの検討・立案作業を行う場合はもちろんのこと、それに加えて、例えば準備組合の総会や理事会の資料の作成などの際におきましても、市でその内容を精査・チェックした上で、行政の立場からの助言・指摘・技術的援助・行政指導等を行い、事業協力者と協働して再開発事業の実現化に向けて尽力しているとのこと。 3 (1) 取手駅西口交通広場は、3方向からの車両の流入・流出がある特殊な形状の中に、バス停、タクシー乗降場や優先乗降場、エレベーターや歩行者用通路が設けられています。ただ、交通広場のキャパシティの限界から、一般車の乗降場は最大5台程度という状況です。 この状況について委員会で調査しましたが、執行機関としては、この一般車乗降場については待つための場所ではなく、乗る・降りるためだけのキスアンドライドスペースとして利用していただくよう、今後も継続して周知していくとのこと。具体的には、「30分無料となるウェルネスプラザ駐車場で待機し、連絡を取っていただいてから送迎場所へ」という利用方法を周知していくとのことでした。 また、先日、一般車乗降場にスムーズに車が進入できるよう隅切りの拡幅を行い、一般車乗降場が集中して利用する際に車が滞留しないよう新たに施工したとのこと。 今後も引き続き利用方法の周知や現地での対策を講じていきたいと考えているとのことでしたが、朝夕のラッシュ時を中心に市民の皆様が多く利用する場であり、周知や対策をどのように講じていくか、議会として注視してまいります。 4 頂いたご要望について執行機関に調査したところ、A街区での再開発事業によって整備され
--	---

		る建築物内に使い勝手のよい魅力的な公共施設を整備することで駅前を訪れる人の数が増加すれば、必然的に周辺の飲食店や物販店を利用する人も増え、大きな経済波及効果が期待できると考えているとのことでした。来街者数が増加することで店舗の利益がアップすれば、雇用の増加などの効果も想定でき、飲食店など新規店舗の出店増加などの効果も期待できると考えているとのことでした。 そして、こうした効果で来街者の数が増加し、新たな経済的な好循環のサイクルを市で創出できれば、市民や商業事業者だけでなく市にとっても大きなメリットがあり、全ての当事者・関係者にとってウィン・ウィンの関係が構築可能となるのではないかと想定しているとのことでした。 こうした観点から、市としては、A街区における再開発事業を実現化した上で、魅力と利便性とを兼ね備えた、先進的で集客力を見込むことが期待できる新たな市のランドマークとなるような複合公共施設をしっかりと整備していくことが肝要であると考えているとのことであり、議会としても、取手駅前のにぎわい創出にも大きく関係するこの事業について注視し、そして継続して調査してまいります。
--	--	--

桑原開発

- 1 本間にできるのか。(戸頭にロピアができる。同じような店舗が桑原にできたらイオンはいらないのでは。)
- 2 地権者は西口よりも多いがまとまらないときの責任は。
- 3 西口桑原開発ともに現実性を見据えて調査していくべきでは。

1 桑原開発につきましては、土地区画整理事業により新市街地を創出し、大規模な商業・業務施設を核とした魅力あるまちづくりを目指すものです。具体的な商業施設計画についてはまだ示されておりませんが、事業協力者からは、単なる商業にとどまらない、その時代の最新のサービスを提供する施設展開を行いたいと伺っています。

2 当事業は、平成19年度に地元地権者から市議会に提出・採択された請願を契機に具体的な検討が開始された、地権者発意の事業です。現在は、地元地権者の方々に組織された準備組合が主体となって地権者合意形成を進めており、市は技術的・財政的な支援をする立場で取り組んでいます。令和6年12月に準備組合が行った意向調査においても、具体的な土地利用の方法については検討中の方も若干おりましたが、大多数の地権者の方々に事業参画意向を確認しており、市としても、円滑な地権者合意形成が図られるよう、しっかりと支援していくとのことです。

3 執行機関に調査したところ、桑原地区における土地区画整理事業の検討においては、現実性・事業性の確度が重要であると認識しており、その対策の一つとして、事業検討の初期段階から民間企業が事業協力者として参画していることにより、土地利用計画の立案や関係機関協議、地権者合意形成に対し、技術的な支援をいただいているとのことです。また、準備組合が土地区画整理の専門コンサルタントに業務委託を行い、各種設計や収支計画案の立案を行っているとのことです。西口A街区における再開発事業につきましては、準備組合におきまして実現化に向けた作業を行っているところですが、デベロッパー及びゼネコンが事業協力者となっており、また準備組合が再開発コンサルタントに業務委託を行い、事業計画などの検討を行っているとのことです。こうした企業の専門的な知見の下、駅前の不動産の需要、不動産の取引相場、建築工事コストの推移といった様々な要素を想定して施設計画案や収支計画案の立案を行っているとのことです。このように、準備組合における事業計画などの検討作業におきましては、市の現状を踏まえた上で実現可能性が高い計画の立案を行っているとのことです。

3	ごみ問題について 1 ごみの減量化に取り組んでほしい。 2 ごみモニターの結果はいつ公表されるのか。 3 以前取手市にあったごみリサイクル施設設置希望。 4 ごみ問題に関して、金属片などを取り出してリサイクルできるような施設を造ってほしい。 5 ごみ置き場設置基準に満たない小規模集合住宅に対してのごみ置き場設置条例改正希望。 6 ごみ置き場はどこなのかと問合せが多数ある。ごみ出しルールを順守しない住民もいる。	1 ごみ減量化の取組は、持続可能な社会実現のために非常に重要な課題です。市では、これまでに生ごみ処理等の購入補助金、常総環境センターの見学会や市民向けの講演会の開催などを行い、ごみ減量化に向けた周知啓発活動等を行ってきました。令和7年度には取手市一般廃棄物処理計画の改定を行いますが、具体的なごみ減量の取組として、燃やすしかないゴミの減量促進、プラ容器の排出量抑制、周知啓発の強化を行っていくとのことです。 2 ごみモニター調査は、ごみ減量の意識向上、今後のごみ減量、プラ容器の回収頻度の見直し、分別意識の向上などに向けた施策の基礎資料とすることなどを目的として、応募された231世帯を対象に、令和5年8月1日から令和6年7月31日の1年間、家庭ごみの排出実態調査を実施されました。排出実態調査結果については、4半期ごとに市のホームページに公表されてきました。1年間の調査結果の報告については、今後のごみ減量の取組も含め、令和7年2月に市ホームページで公表されています。 3 取手市内に設置してあるリサイクル堆肥化施設では、常総環境センターの委託事業としてNPO 緑の会が生ごみの堆肥化事業を行っております。 4 一般家庭から出る金属片は、不燃ごみとして常総環境センターに搬入しており、手選別により金属類とプラスチック類に分けられています。分けられた金属類は、常総環境センターから金属類をリサイクルする事業者へ搬出しており、新たなリサイクル施設の設置予定はございません。 5 ごみ集積所の設置については、「取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」及び同施行規則に基づき実施しております。具体的には、8戸以上の一団の住宅及び集合住宅を建設する場合は、取手市の条例によりごみ集積所の設置義務が生じ、8戸未満の小規模集合住宅を建設する場合は、事務取扱要綱に基づき、ごみ集積所の設置又は既存のごみ集積所の共同利用について市と協議することとなっております。市では、基本的には8戸未満の小規模集合住宅についても、新規で集積所の設置を行うよう指導しているところです。新規設置が難しい場合は、近くのごみ集積所の管理者と協議するよう指導していくとのことです。 6 ごみ集積所の位置が分からない場合は、市環境対策課までお問い合わせいただければ近く集積所をご案内するとのことです。また、ごみ集積所については、基本的に集積所を利用する方々で管理することとなっております。なお、ごみ出しのルールを遵守しない市民については、注意喚起看板の提供、また出前講座によるごみ出しのルールなどの周知啓発を行っております。注意看板の提供及び出前講座を希望される場合は、市環境対策課までご相談ください。
----------	--	---

西一丁目について

- 1 スーパー堤防やポンプ室の管轄はどこなのか。ポンプ室前のスーパー堤防の高さが低いのが懸念。また、昨年大雨時に下水道マンホールが飛んでいる。
- 2 西二丁目のように早急に道路改修求める。スクールバスが朝夕頻繁に通るが、元来バスが通るような道路ではないため傷みが激しい。都度応急処置されるも、すぐに崩れてしまう。歩道も狭い。家が揺れる。
- 3 上記スクールバス路線変更希望。

1 利根川の堤防については国土交通省利根川上流河川事務所、古戸排水機場（ポンプ室）については市が所管となっております。周りとは比べ一部低くなっている古戸排水機場付近の堤防高については、今後、利根川上流河川事務所において築堤工事を行い、上下流側と同じ堤防高になる予定となっております。なお、この堤防はスーパー堤防（高規格）ではありません。

また、昨年大雨時に下水道マンホール蓋が飛んでいたという件については、令和6年中にはそのような事象はないとのことでした。

2 西一丁目の市道1-2581号線については、ご指摘のとおりスクールバス等の往来が多いことから、舗装の劣化が激しく、過去にも振動改善のご要望を頂いた路線です。振動対策工事として平成27年度から令和元年度の5年間で約800メートルの地盤改良工事を実施した経緯がございます。振動の原因については、舗装の経年劣化による破損・クラック等（ひび割れ等）様々な要因が考えられます。今後も現場状況を注視するとともに、必要に応じて速やかな補修対応を求めています。

3 西一丁目の住宅街を通る路線バスにつきましては、通学ばかりでなくバス停周辺地域の住民の貴重な交通手段となっております。当該路線の運行ルートに関しましては、ふれあい道路を通り学校付近で停車する経路の場合、学校の敷地内やその付近でバスが転回できるスペースがなく、シャトルバスのような運用ができなくなることから、バスの転回が可能な既存の江戸川学園バス停を利用する運行ルートとしているところです。

執行機関に調査したところ、同路線につきましては、以前にも同様のご意見を頂いており、周辺にお住まいの皆様のご負担とならないよう、バスの運行には細心の注意を払う必要があると認識していることから、周辺環境への配慮を要請しており、改めてバス事業者に対し走行音や振動の発生を最大限抑える運転を徹底するよう要請していくとのことでした。